

カルストの風



令和5年11月発行
美祢市学校事務共同実施会
しむだより 第78号
大嶺グループ担当

今年も早いものであと1か月となりました。忙しい時期になりますが、体調管理には気をつけましょう。今回は「再任用職員の給与」、「服務」についてです。

定年前再任用短時間勤務学校職員等の給与の取扱い一覧

給与の取扱い一覧と下記の早見表を一緒に見比べてみましょう。

項目	暫定再任用学校職員		定年前再任用短時間勤務学校職員	
	常勤	短時間勤務		
給料月額	<ul style="list-style-type: none"> 給料表及び職務の級ごとに単一の給料月額 昇給なし 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間数に応じて算定した額 昇給なし 		
給料の調整額		勤務時間数に応じて算定した額		
教職調整額 地域手当 特殊勤務手当		勤務時間数に応じて算定した額		
单身赴任手当	一般の職員と同じ	勤務時間数に応じて算定した額	一般の職員と同じ (勤務時間数に応じて算出した給料月額に率を乗じる)	
通勤手当		交通用具：通勤回数10回未満の場合は1/2の額	一般の職員と同じ	
義務教育等教員特別手当		勤務時間数に応じて算定した額		
時間外勤務手当		勤務日において、正規の勤務時間と時間外勤務の時間との合計が7時間45分に達するまでの支給割合は100/100		
期末手当 勤勉手当	(単位：月)			
	区分	6月	12月	合計
	期末手当	0.675	0.675	1.35
	勤勉手当	0.475	0.475	0.95
計	1.150	1.150	2.30	

生活関連手当、人材確保の観点から設けられている手当等は支給しない。
※扶養手当、住居手当、初任給調整手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び退職手当

定年年齢の段階的引上げ期間における早見表

定年年齢		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
生年月日	定年	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
昭和38年度生	61歳	60歳	61歳 定年退職	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用				
昭和39年度生	62歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用			
昭和40年度生	63歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	暫定再任用			
昭和41年度生	64歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	暫定再任用	
昭和42年度生	65歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

60歳以降定年まで引き続きフルタイムでの勤務が可能。また、退職して定年前再任用短時間勤務を希望することも可。

ちょっと知りたい、サービス①
～健康診断～



- Q 健康診断の結果再検査となり、再検査は職専免で行きました。今度、検診結果を聞きに行く時のサービスは何ですか？
- A 診断結果が判明するまでの受診は職専免です。診断結果が分かり、治療での受診から年休や病休となります。

種 別		一次検診	二次検診 (再検査・要精密)	治 療
県 事業	定期健康診断 指定年齢検診	職務命令	職 専 免 ※検診結果が判明する までの受診に限る	年休 ・ 病休
互 共 助 済 会 事 業	日帰りドック 肺疾患検診 婦人検診 胃検診	職 専 免	職 専 免 ※検診結果が判明する までの受診に限る	年休 ・ 病休



平成 25 年度健康診断等受診等のサービス上の取扱基準 抜粋

体が資本の職業です。再検査が必要な人は早めの受診をしましょう！

ちょっと知りたい、サービス②
～子育て支援制度～

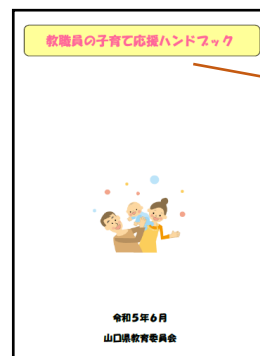


- Q 出産前後や子どもが生まれたときに男性教職員は、どのような休暇や制度が利用できますか？
- A 特別休暇の「出産補助休暇」「育児参加のための休暇」が利用できます！
その他に、「子の看護休暇」「育児時間」も利用できます。
また、「育児休業」「育児短時間勤務」「部分休業」は、配偶者が専業主婦や育児休業中でも取得可能です！ただし、取得時間数に応じた給料の減額等の影響があります。



特別休暇「育児参加のための休暇」って??

取得可能期間	配偶者の出産予定日の8週間前～ <u>出産日</u> <u>以後1年を経過するまで</u> の期間 (多胎妊娠の場合は、14週間前～)
取得要件	出産に係る子または、小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため
取得可能日数	5日の範囲内



「教職員の子育て応援ハンドブック」
教職員が利用できる制度の説明が掲載されています。ぜひ、一度ご覧ください。

利用できる制度を積極的に活用するとともに、仕事と子育てを両立しやすい職場環境にしましょう！